

御前崎市環境基本計画の基本的考え方について

1. 計画策定の背景

御前崎市は、北部は牧之原台地から続く丘陵地帯、南部は御前崎灯台の建つ岬や遠州灘海岸の砂丘地帯など豊かな自然環境に恵まれ、その恩恵を享受する中で地域固有の文化を育み、大切に守り育ててきました。

しかしながら、近年の社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化などに伴う都市生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕著化してきており、生活の利便性が高まる一方で環境への負荷を増大させ、生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしています。

私たちは、この自然環境に恵まれた中で住みよい生活を確保するため、自然と共生し、自らの生活様式や社会活動のあり方を見つめ直し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築しなければなりません。

このような認識のもと、環境の保全と創造を推進し、健康で安全かつ快適な生活の確保のため、平成18年12月に御前崎市環境基本条例を制定し、平成19年4月1日に施行しました。

2. 基本的事項

(1) 計画の目的

御前崎市環境基本計画は、平成19年4月1日に施行した御前崎市環境基本条例第9条に基づいて策定するものです。本計画の目的は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、望ましい環境のあり方や環境施策の基本的方向などを示し、市民・事業者・市・滞在者の取り組みを明らかにすることです。

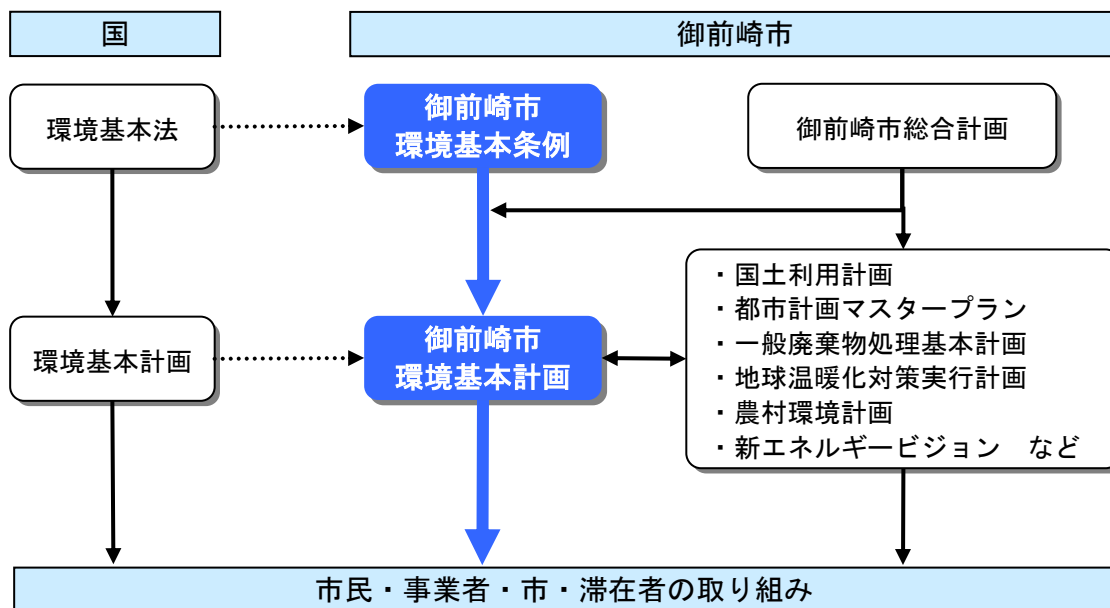
【御前崎市環境基本条例より抜粋】

(環境基本計画)

- 第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民等の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、第21条の御前崎市環境保全対策審議会の意見を聴かななければならない。
 - 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更を行う場合について準用する。

(2) 計画の位置付け

本計画は御前崎市環境基本条例に基づき、御前崎市総合計画を環境面から推進するものとして位置付け、その他の個別計画とは内容の調整を図ります。



(3) 計画の期間

計画の期間は、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間とし、おおむね 5 年ごとに見直しを行います。

(4) 計画の対象地域

計画の対象とする地域は、御前崎市全域とします。

(5) 計画の対象とする環境の範囲

計画の対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

社会環境	位置及び面積、人口・世帯数、産業、交通、土地利用 など
自然環境	気象、地形・地質、河川・池沼・海岸、森林、農地、動植物 など
生活環境	公害苦情、大気、水質、悪臭、騒音・振動、土壌、有害化学物質 など
快適環境	公園・緑地、自然とのふれあい、景観、ごみのポイ捨て など
資源エネルギー	廃棄物、資源エネルギー など
地球環境	地球温暖化、地球環境問題 など
環境教育・環境学習	環境教育、環境学習、環境保全活動 など

(6) 計画の推進主体と責務

本計画を推進する主体は、市民・事業者・市・滞在者とします。各主体は、御前崎市環境基本条例に規定されている責務を果たすとともに、互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向けて協力していくことが必要です。

推進主体	責務の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活上の環境負担の低減 ・環境保全及び創造に自ら努める ・市が実施する施策への協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動が与える環境への影響の認識 ・公害の防止と自然環境の保全 ・廃棄物の適正処理 ・環境負担の低減が可能な原材料、役務等の利用 ・市が実施する環境に関する施策への協力 ・環境保全及び創造に自ら努める
市	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全及び創造に関しての基本的・総合的な施策の策定及び実施 ・市民及び事業者の環境保全活動の支援及び協力
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・市が実施する環境に関する施策への協力 ・滞在中の環境負担の低減に努める

【御前崎市環境基本条例より抜粋】

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市の自然的条件及び社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、事業者及び市民の参加及び協力を促進し、その意見を適切に反映するとともに、事業者及び市民の環境の保全に関する活動を支援し、及びこれに協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動が環境に与える影響を認識するとともに、これに伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を自ら積極的に講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者等の責務)

第7条 旅行者その他市に滞在する者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するとともに、その滞在中に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

(7) 計画の構成

本計画は、第1章から第5章及び資料編で構成します。

御前崎市環境基本計画（構成案）	
<p>第1章 計画の基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 計画策定の背景 ● 基本的事項 (計画の目的、位置づけ、期間、対象地域、対象とする環境の範囲、推進主体と責務、構成) 	<p>…計画策定の背景、計画の目的、位置付け、期間、対象とする環境の範囲、推進主体など、計画の基本的な事項について示します。</p>
<p>第2章 環境の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会環境 ● 自然環境 ● 生活環境 ● 快適環境 ● 資源・エネルギー ● 地球環境 ● 環境教育・環境学習 	<p>…各種の既存資料及びアンケート調査などを分析し、環境の現状を示します。また、環境の状況を環境特性マップで視覚的に示します。</p>
<p>第3章 計画の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基本理念 ● 望ましい環境像 ● 環境目標（基本方針） 	<p>…環境基本条例の基本理念を踏まえて、長期的な視点で本市が目指すべき将来の「望ましい環境像」を定め、それらを実現するための「基本理念」及び「環境目標」などを示します。</p>
<p>第4章 主体別の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民の取り組み ● 事業者の取り組み ● 市の取り組み ● 滞在者の取り組み ● 数値目標 ● 重点プロジェクト 	<p>…市民・事業者・市・滞在者それぞれの立場での取り組みを示します。また、優先的・重点的に取り組むべきものは重点プロジェクトとしてまとめます。さらに、目標をわかりやすく示すため、数値目標を設定します。</p>
<p>第5章 計画の推進体制と進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 推進体制 ● 進行管理 	<p>…環境基本計画を推進していくための体制や、進行管理の方法について示します。</p>
<p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 条例例文 ● 策定の経緯 ● 策定組織名簿 ● 環境基準 ● 用語解説 	<p>…条例条文や環境基準、用語解説など、環境基本計画に関する参考資料を収録します。</p>